

第67回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成28年（2016年）7月19日（火）

午後1時30分～4時00分

滋賀県庁3階中会議室

第67回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成28年(2016年)7月19日(火)午後1時30分～4時00分

2 場 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁3階中会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

浅見 佳世	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 客員教授	自然
上田 和子	JAしが女性協議会 会長	農業
恩地 典雄	京都精華大学人文学部 教授	交通問題
宇野 一雄	滋賀町村会 理事	地方行政
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
谷畑 英吾	滋賀県市長会 相談役	地方行政
丹羽 崇	公募委員	公募委員
畑山 満則	京都大学防災研究所 教授	防災
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授	林業

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(山崎県民活動生活課長)

(2) 議 題

滋賀県国土利用計画の改定について

(3) 閉会

第 67 回国土利用計画審議会議事録案

(1) 開会

挨拶（山崎県民生活課長）

(2) 議題

滋賀県国土利用計画の改定について

○恩地議長

いままでの審議会では、「基本的条件の変化と課題」、「基本方針」、「地域類型別」、「利用区分別」、および「地域別の県土利用の基本方向」について検討いただいたところである。まず、これらのまとめについて事務局の方から説明願いたい。

（資料 1・2・3－1・3－2・4－1・4－2・5・9・補足資料等により事務局説明）

○恩地議長

スケジュールについて御意見、御質問等あれば伺いたい。よろしいか。

では、続いて、これまでの議論を踏まえて、事務局の方で修正をしていただいた部分について御意見、御質問等あれば伺いたい。

○谷畑委員

質問ではないのですが、最後におっしゃった琵琶湖環状線については、そこまで利用客が増えたわけではなかったということだったと思う。これをなぜ前回お話ししたかというところ、今回、これから議論する 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要というところに、あまり効果のないような施策は書かない方がいいのではないかという意味を込めて、前回、少し指摘をさせていただいた。また後の議論の参考にしていただけたらと思う。

○深町委員

前回、出席していなかったのですが、流れについて十分理解していないが、資料 5 の修正で、農地について、市街化区域内の農地は開発する方向でという意見を踏まえて削除したとのことだが、確かに全てこの市街化区域内の農地は保全しなければいけないというだけではないと思う。しかし、市街化区域内の農地は、災害時の役割などを考えても、とても大事だと思うので、完全に削除してしまうのはどうか。開発すべきところは、開発しながらも、特に都市の真ん中、都心にあるところでは、このような機能がとても大事なので、この部分はもうちょっと生かした方がいいのではないかというのが、私からの意見。

それから、追加したところで、水との関わりが深い社寺があるということはもちろんだが、「古都保存法」で指定された比叡山のところだとか、あるいは穴太衆の石垣とかというのが、旧志賀町付近を含めて大津の中でも西側が中心だが、そういったものがある。司馬遼太郎の「街道をゆく」で最初に取り上げたところでもあるので、自然、水辺、山、石など、自然資源をうまく活かしたような歴史的景観があるという部分から、このところを表現するのが、より現実的かなというところがあるので、その表現を次に入れていただければいいかなと思う。

○恩地議長

市街化区域農地については、面積が小さいものが中心で、災害のときの避難に使えるような大きなものはないというような意味で削るという話かと思うが、広い農地はあるのか。

○深町委員

広い農地だけに意味があるのではなくて、ちょっとした空間があるということがすごく大事だということもあると思う。規模に限らず、そういった農地があるということは、もちろん災害時もだが、環境面等の多面的機能というところで、都市だからこそ大事であると、最近は重点を置いている。

○畑山委員

私もここは同じことを思う。大きい土地だけが防災空間として使えるものではないので、その辺は少し考えていただいた方がいいのではないかと思う。せっかく書いてあったのを、前後の関係からこの部分を切ってしまうという話をしたときに、この防災空間の話だけ、ちょっともったいないと思う。

いまのお話と関係あると思うので、重ねて言うが、災害リスクの話は、あちこちに特徴を入れてもらったのですが、大津は、地震のリスクは考えないのですか。花折断層は割と危険な断層として有名。特に京都の方でよく検討されているのですが、メインに揺れるところの多くは、市街にかかりますので、ある意味琵琶湖の西岸の方は、ちょっと地震リスクが高い。琵琶湖西岸断層だけではなく花折も見ていただくと、大津の辺りは地震リスクが高いかなと思う。

それと絡めて、この災害時の防災空間というものを位置付けられるといいのではないかとも思う。

○恩地議長

小さな農地も有効だということで、ぜひその辺も反映していただくよう、お願いしたい。

○谷畑委員

前回、国の国土利用計画の中で想定されている市街化内の農地については、会長がおっしゃったように、大きな農地を対象にしていくから、ここに書く必要はないのではないかということをおし上げた。

小さな農地しかないのに、「計画的な利用保全を図る」としか書かれなければ、この市街化区域内の農地については一切手を触れてはならないというようなことになりかねないので、各市町がまちづくりをするに際して、県の側からそういった規制をかけてしまったことによって、県と市との間でのコンフリクトが起こるのではないだろうかということがあつた。そこは市町のまちづくりの計画の中に委ねていってもいいのではないかという思いを持ったので、今回はここまでする必要はないのではないかという提案をさせていただいた。

市町が市街化の中だからといって、地域の農地を全部、宅地や何やらにしてしまうということは考えられない。逆に、ここにここまで市町の計画を縛ってしまうような書き方をしたときに、市町の計画の裁量の範囲が非常に狭くなってしまうのではないかという意味合いで、ここまで書き込む必要はないのではないかという提案を今回はさせていただいた。

○恩地議長

完全に規制するというわけではないけれども、小規模な農地であっても、その防災的な機能は配慮して開発を考えていくという感じでよろしいか。

もう一つ、深町委員が意見された自然資源的なものをうまく活用したといえますか、水との関わりが深い社寺だけではなくて、自然資源等も豊かなので、そういったこともうまく保全を図っていくというような文言を入れるということをお願いしたい。

○宇野委員

先ほど地震の話があつたと思うが、県自らも五つの断層帯について公表している中で、米原から甲賀に対して、50キロ程度にわたって、鈴鹿西縁断層帯があるということが言われていて、30年以内の発生確率が約0.08~0.3%というような表現がされている。高島は、断層帯の地震発生確率が高いということが出ている。全部を入れてくれとは言わないが、何らかのかたちで触れないと、新聞に載っているのにおかしいのではないかと感じた。

資料5の湖東・湖北地域で、トータル的に見られているのでそれでいいのかもしれないが、人口減少社会と言っているものの、愛荘町は、人口増加になっている。そういった中で、いま学校を建てるのに場所がないとか、いろいろな話が出ている。

だから、トータル的に書いていただくのはいいけれども、特異な町もあるということも念頭に置いていただきながら、今後、市町の計画に委ねるという中で、クリアにしていきたいかなと思う。

いま言ったような、十把ひとからげで全体的に捉えられると、ちょっと違う状況もあるのではないかということも念頭に置いていただきたい。

○恩地議長

五つの断層について触れるという御意見であったが。

○宇野委員

何かトータル的に触れられたら一番いい。これを見ていると、高島だけが地震災害のリスクがあるというような感じになっている。

○畑山委員

同じようなことを思う。リスクの高い順にという話でやってしまうのがいいのかというと、確率が低くても実際に揺れてしまうことはよくある。今回の熊本は、割とリスクが高いと言われていたところが揺れたので、みんな分かっていたでしょうといえばそうなのだが、そうではないところも揺れる。

最低限、特に大きな被害が見込まれる断層が五つ分かっているので、その断層を見込んだ話はしていくべきだろうと思うが、それ以外にももちろん揺れる可能性はある。だとすると、全部に地震リスクがあるということになるので、細かく書いてしまうのはどうなのかと思う。県土全体の話として触れていただくことが一番いいのかなと思う。

○事務局

方向性、基本方針では県土全体としての話なので、記載箇所等はまた検討させていただく。

○恩地議長

それから、市町によっては人口が増加しているところもあつたりするので、何とかうまく一律にならないような工夫をしていただければと思う。

ほかに御意見がないようであれば、これについては終わらせていただきたい。先ほどまでの御意見については、9月の審議会に反映させることにしている。

では、続いて、本日検討を行う県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標と、その目標を達成するために必要な措置の概要について、事務局より説明を願いたい。

(資料6・7・8により事務局説明)

○恩地議長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等お願いしたい。

○谷畑委員

事前に資料をいただいていたので、しっかり中身を読み込んできた。ですから、も

う少しこの審議会で実質的な議論ができるような配慮をお願いしたかったなと思う。審議会としての議論としての論点を幾つか挙げさせていただきたいと思う。

まず、区分ごとの規模の目標について。1点目は、目標年次における想定人口である。先ほど社人研の推計に基づいてというお話があったと思う。この139万人というのは、現在の144万人から5万人減少するという見込みであろうと思うが、その大前提として、この第五次の国土利用計画を考える際に、滋賀県としては人口減少社会に対して挑戦をすると、挑むということで、この新しい戦略をつくって取り組んでいくということをおっしゃったと記憶している。

開会のときの課長のあいさつでも、この国土利用計画を中心にして、県土の適切な方向性を示していくのだとおっしゃったと思うが、その際に、この人口目標をどこに置くのか、社人研の目標で現状維持のまま、この県土の在り方を議論するのかどうかということ。

県としても、総合戦略の中で、人口の維持もしくは増加を図るような目標を立てていたと思っておりますし、県内の各市町においても同じように、人口の減少が激しいところではできる限り人口を維持していく、人口の減少があまりないところにおいても伸ばしていくような計画を立てている。それと、ランドデザインとなるこの国土利用計画について、どういう考え方をすればよいのかということについては、ここで十分議論しておかなければならないのかなと思う。

人口が増えるのか増えないのか。減るのであれば、実はその次の論点になるが、オで利用区分別に目標数値を出しているが、先ほどの説明の中においては、各課で持っている数字からここに当てはめてきたとおっしゃった。各課で持っている数字をここに当てはめて合計をしたのであれば、ここが全体の施策の統合を行って、方向性を築いていくということにはならないのではないかなと思う。現状維持のまま、各課が持っている数字をここに当てはめて、そして各課はそれぞれこの計画に基づいて、いままでと同じようなことをするというのであれば、この計画をつくる意義がいったいどこにあるのだろうかと思う。

ですから、先ほどの人口の問題で申しますと、例えば、資料7の必要な措置の中で、3ページの、「持続可能な県土の管理」の中の「持続可能な農地の管理」を取り上げると、その農業に従事する人口についてはどのように見積もりをしているのか。ここで持続可能なさまざまな施策を打つということになっているが、本当にこの農地の管理ができるだけの農業後継者が確保できているのかどうか。同じことは、たぶん森林についても言えるのではないかなと思う。

それとともに、この都市人口が増えるのか、減るのか。世帯数が増えるということもあるが、その一方で、人口が減れば道路の利用等も減ってくるので、そのあたりの政策の統合というか、総合的な見方をどうすればよいのかということは、たぶん県庁の各原課の積み重ねでは出て来ないのではないかなと思う。どこかで大きな方向性をつくらなければならないのではないかなと思うので、そういったところを議論するのかなと思っていたのだが、あまりにも説明が長かったので、時間がないので、どうしたらいいかなという思いがある。

大きな論点としては、そういった方向性が一つある。今後の人口の見積もりをどう考えるのか。そしてそれに基づいて県土の利用方法をどのようにしていくのか。そういったところについては、この場で議論をする必要があるかと思っている。それは大きな論点である。

時間がないので、細かな点を言いますと、資料7の1、「県土の保全と安全性の確保」の「自然災害への対応」のところで、県の流域治水条例を引用している、ここのところは、流域治水条例に書いてあるように、記述をしていただいたらどうかと思う。

川の中で水を安全に流す基幹的対策に加え、川の外での対策、すなわち、あとの三つの対策というような条例に基づいたような記述にされた方がよいのではないかと思う。

それから、6ページの「県民の健康保護と生活環境の保全」について。ここのところは、言ってみれば健康のマイナス面についての記述が多いが、例えば、健康づくりであるとか、スポーツ施設の適切な配置と維持管理的なものについては、全体としては載っていないので、そういったところについても少し触れておく必要があるのではないかと思う。

もう1点、これは大きな論点になろうと思うが、最後の9ページ。「国土の国民的経営の推進」とありますが、この意味するところが、おそらく県民にとってもあまり理解が進まないところではないかと思う。国は、「国土の国民的経営の推進」とは書いているけれども、ここのところをもう少しみ砕いて書いた方が、それぞれの役割を持つ主体にとっては、分かりやすいのではないかと思う。

最後に、(11)「市町との連携」においては、適切な役割分担をどのように図るのかというところについては、おそらくこの役割分担を図るシステムをつくってあげないと、いままでと同じように、お互いがコンフリクトを起こして前へ進まないということもあり得るのではないかなということが言えようかと思えます。

少し、気が付いたところを駆け足でご指摘させていただきました。よろしく願い致します。

○恩地議長

最初の人口の話ですけれども、私は、国の計画は人口減少時代を迎えてというのが基調になっていて、滋賀県としてもピークを切ったという現状があって、それをスタートにしたような気もする。

事務局にまず、どう考えているかを伺う。

○事務局

事務局と致しましては、委員がおっしゃったように、一方では、いわゆる総合戦略をつくって、人口減少を食い止める施策を打ち出すということで、今年の10月から向こう5年間ということで、計画をスタートさせている最中でございます。

総合戦略の効果が現れてくるということはもちろん期待はしているところでございます

けれども、10年先の人口が果たしてどれぐらいになるのかという部分で、いま公表されておりますもので、最も数値的な信頼性が高いと言いますか、そういうことで社人研の数字を基にして設定させていただいたというのが、率直な事務局としての考えでございます。

○宇野委員

人口の目標といたら、いわゆる地方創生の中の未来総合戦略の中では、先ほど谷畑委員もおっしゃったように、各市町では、将来の人口減少を食い止める施策をみんなやっている。

そうすると、今度は、先ほどのいろいろな地目別の土地利用との関わりが出てくる。町と仕事ということをお前提に置いた場合、いわゆる人を維持し、増やしていこうとすれば、雇用の創出をしなければいけない。雇用を創出しようとするならば、企業誘致をしないといけない、企業誘致をしようとするならば、いまは土地がなかなかないので、農地を減らしていかざるを得ない。

しかし、現実の問題に、先ほど説明があったように各課別の対応ということになると、なかなか農地転用というのは認められない。農地から外せないというような、いろいろな問題が出てくると思う。その辺を、各市町の対応と、国土利用計画がどのようにリンクしているかというのは、何か乖離した計画に思える。

国土利用計画はすごく全面的に網羅されているし、いいことが書いてあるし、これさえ守っていけば国土の保全はできるのかなという感じはするけれども、そうすると、いまの人口減少社会にどのように対応していくかというのは、各論を取った場合、見えてこないなというように思う。

それと、もう1点だけ、この「自然環境の保全・再生・活用」と書いてあるけれども、自然環境の保全で保護というのは一つも出て来ない。いわゆる、厳格な行為規制を取るより、厳正な保全を図るといって、行為規制をすれば保全をしなくても保護は図られる。その辺はどのように考えておられるのか、教えていただきたい。

○事務局

自然環境の保護のところにつきましては、個別法の規制ということで、行為規制によって保護をする。保護というか、保全をするというか、そういうことでの考え方ということとしております。

○宇野委員

「自然公園法」では、保護というのをきちんと言っている。「自然環境保全法」というのは、保護をするために一定の手を入れていくというのが保全という考え方ですから、保護と保全は全然違うものである。

しかし、全部が「保全」になっている。みんな手を入れていこうという考え方になって

いるが、県としてそれでいいのかなど。

○恩地議長

またその辺はまた、事務局で考えを整理しておいていただければと思う。

最初の人口の設定についてトレンドで見るのか、チャレンジ目標的なものをベースにするのか、どちらにするべきかという話ですけれども。ほかの方はご意見いかがか。

人口減少をしてしまうという状況がある中で、それに対応した施策をいろいろと考えていくべきだという考え方もあるでしょうし、目標としてやっぱり高いものを置いておかないと、ますますどうするというようなところもある。

○谷畑委員

要は、諮問された県がどのように考えておられるのかというところが一番大事である。この計画をもって、全体の政策を統合して、ある一定の方向性に誘導していくという覚悟を持ってこの計画を作るのか、そうでなくて、国が作ったので、その下に、国の計画を参酌しながら同じようにただ作っているだけの計画なのかということによって変わってくると思う。

同じように作るのであれば、社人研の数値を当てはめて、各課の数字を持ってきて、帳尻合わせさえしておけば、それはそれで計画として成り立つわけだが、そうではなくて、最初の説明が、この人口減少時代に挑むということで、この国土利用計画がその扇の要ですと。ここがきちっと全体を統括しながら人口減少に対して対応していくのですよということであれば、人口フレームを低くしておくというのは、辻褄が合わないだろう。

ただ、ここの139万人が144万人になろうが、150万人だろうが、計画全体に何の影響もない。けれども、この計画をどのように位置付けるつもりなのかと諮問された県の覚悟というか、心積りのところをお聞かせいただきたい。

それを増やすのであれば、例えば、当然この農業だとか、森林だとか、都市部における道路整備だとかといったところも増えてくるわけでありましてけれども、減っていくのであれば、辻褄が合わなくなってくる。

最初に言いましたように、琵琶湖環状線の効果はなかったでしょうというのは、まさにそういうことで、ここの具体的な施策のところに戻ったとしても、人口が減ることが前提であれば、ここに書いていることは全部、絵に描いた餅になってしまうので、計画として意味がないではないですかということをおし上げたかった。ですから、そこのところを、諮問をされた側として、どちらの方向性でまとめた方がいいのかということをおっしゃっていただかないと、非常に難しいかと思う。

○事務局

基本的には、人口はなるべく減らさないように努力するというところを考えております。

この「人口減少社会を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」においては、少し遠くなりま
すけれども、2040年に約137万人、2060年には約128万人ということを目指しており
ます。

その中であって、この19のプロジェクトの中には、移住促進のプロジェクトがあるなど、
人口減少社会にあっても、個々に滋賀県としてでき得るプロジェクトを立ち上げて、着手
したところがございます。

では、国土利用計画はどうかというところがございますけれども、基本的には、国
の第五次国土利用計画に沿ってやらせていただくというところで考えております。そんな
中にあっても、滋賀県としてでき得る措置については、自分のところでやっていきたいと
は思っております。市町あるいは主体ごとの国土利用計画における役割というか、一緒に
やっていただければできないなと思っているところです。

滋賀県がこの国土利用計画をつくって、人口減少を食い止めるというような図式ではな
くて、人口減少社会にあっても、土地の有効活用、あるいは適正利用をしていくという考
えでございます。人口が減る中にあっても効率的な土地利用を図るという思いでいるとご
理解いただければと思います。

昨年11月に諮問させていただいた思いとしても、同様の思いであったかと思ってい
ます。

○谷畑委員

人口は減少するということが前提なのであれば、例えば、農地の保全とか、森林の保全
というのは非常に難しくなってくると思う。ところが、その減少幅を、今回はなだらかに
している。これをいったい誰が保全をしていくのか、そういったところの見込みがない計
画ににしてもいいのかどうか。

先ほど、宇野委員がおっしゃったように、都市部においては、雇用の場が必要だから、
農地から転用するべきところがあるのにもかかわらず、できないというまちづくりの時点
での苦悩がある。その一方で、無理やり農地なり森林なりを位置付けてしまって、それの
お守りをするだけの人口も維持できていないということになったときには、計画自体が破
たんしてしまうと思う。

そういった意味で、ここで、全体の計画を総合して、各課にもう一度戻していくぐら
いの気概がないと、この計画自体が絵に描いた餅になってしまうのではないですかという指
摘である。

○事務局

森林の機能とか、そういうことを考えるにあたっては、現状維持ができるように一緒に
頑張りましょうというような話は、原課に申し上げたところではあります。

○恩地議長

ちょっとすみません、ここで、時間が来ているので、申し訳ない。たぶんもうちょっと議論した方がいいと思うので、もう15分ぐらい延長させてもらってよろしいか。15分、延長させてもらう。

各課の積み上げ的なやり方をされているということで、確かに、それでいいのかなど。全体としてコントロールするということがあるのかということ、その辺について、御意見あれば伺いたい。

○上田委員

今日この資料には、面積目標の数字がある。数字がプラスマイナスで書いてあり、どこかがマイナス11になって、どこかでプラス11というふうに、上手に数字が合わせてある。農地がマイナス10、森林がマイナス1になって、ほかのところでも上手にプラスマイナスが0になっている。数字については、各部署で審議するべきもので、ここはそれをする審議会ではない。

やはり本当に人口が減っている中で、農地は本当に集積と集約ができてこの数字になるのが、絶対にできないままでここに来ているのではと思う。人口が減っていて、後継者がなくて、担い手がない状態、集落が本当に獣害で困っていて耕作放棄地になり、原野になりつつあるところがあるのに、原野は同じですという数字になっているし、森林も、やはり道路が通ったらマイナスになる場合もある。

それが全然、課によってあまり審議されていないままに、ここに数字として挙がっている。その数字をここで議論する問題ではないと思う。

この審議会の、何か意義がちょっと分からなくなったなと思う。初めに、第1回目に寄せていただいたときに、この審議会の意義を事務局側からご説明いただいたときの意味と、いまだだんだん終盤になってきて、何か逆転しているように感じる。当初、この審議会が大事な審議会だという説明をいただいたし、それも国から下りてきたものを滋賀県がどのように対処して、滋賀県なりの施策を書いていくという審議会だというふうに教えていただいた。

○恩地議長

何となく今だと、各部署の追認をしているような感じになってしまうということか。

○上田委員

いま、また元に戻っているような。

○事務局

言い訳になるかもしれないが、必ずしも各課からいただいた数字が、そのままちょうど

プラスマイナスが一致しているというわけではなく、調整をさせていただいた上で目標を設定している。例えば森林などは、もっと減らすという数値を当課はもっているが、森林を守っていかないといけないという政策的な意図を反映して、目標設定はさせていただいた上で今日出させていただいているということでございます。

○恩地議長

確かに、森林は前回かなり減っている。トレンドでも減っていたが、ここの議論を踏まえて抑えていただいたということであった。

○上田委員

農業をする人口は減っている。人口が減っている以上にもっと農業をする人口は減っていると思う。農業センサスで5年間を見てみると、3分の1以下になっている。

次の5年間であれば、農業をするという人口がもっと減っていて、その中で、やっぱり農地の集積、集約ということがもっと違うルートでちゃんとできるという担保ができなかったら、この数字は出せないと思う。人口が減っているのではなくて、農業人口が減っている。その中で、農地をどうしていくか。

森林を守る人がいないのに、森林をどうしていくか。保全と保護の問題もあるし、保全ができなかったら、保護することに力を入れないといけないと思う。この審議会は、次の39年に数値を置くのではなくて、思いというか、県の指針というか、方針を送る審議会であってほしいと思って、もう少し詰めた議論をしていただきたかったなと思う。

○花房委員

これだけたくさん資料があるのですが、短い審議会の中で、この全てを論議するのかわかというの、ちょっと疑問に思う。やはり、この審議会の中でもうちょっとポイントを絞って、時間内に審議をしていくというようなやり方がないのかなと思う。

それから、ちょっと参考だが、私たちの組織の中では、いま、雇用の創出ということで、いろいろな方面で活動をさせていただいている仲間がいる。ワーカーズコープという組織も私たちの仲間にあるが、仕事がないために、自分たちで出資をして仕事を創出していく。その中で、利益を出して生活にするということをやっている。

例えば、林業。山林の保全ができない地域がある。これは全国的な組織なのですが、そこでみんなが出資して、その山の保全、木を切り出して、その木を売り出す、一つのチームというか企業をつかって、そしてその利益をみんなが共有する。

国や県から補助金をもらうのではなくて、自分たちが出資して小さな会社を作っている。農業についても地域で高齢化になってきた場合、自分たちが出資をして、農業を一体的、企業的にやっ払いこう。そこで生み出した生産物を販売する。

これは、林業、農業、水産業もそう。いろんな方面で、いまそういう計画をやりなが

ら、就職するのではなくて、雇用の創出、自分たちが全員社長だという会社をいま作っている。

まだまだこれからの計画で、林業にしても、まだ数十人という単位で、全国でまだやっている程度ですけれども、これを広めていきたい。その中で、全国的に見て滋賀県が、その可能性のある県であるという判断をしている。

そういうこともあって、来年の全国大会を滋賀県でやろうとしている。びわ湖ホールと龍谷大学にお願いして、二日間でそういう仕事の在り方の全国大会を、来年滋賀県で開催する。

滋賀県で開催する理由は、先ほど言いましたように、これからそういった可能性を持っているのが滋賀県だという判断をみんながしているということもあるので、人口減少ばかり言っていないで、滋賀県に来ていただいて、自分たちで仕事を創出していただくと。雇用を創出し、人口減少を抑えるような、もうちょっと具体的な話もありますよと、これは参考ですけれども、そういう計画を私どもの組織の中ではやっている。

審議会の中ではもうちょっと絞った論議ができるような、あまりにも広すぎて、私たちは頭が混乱して、ちょっとややこしいという状況である。

○浅見委員

自然環境の観点から1点だけ。この資料2の基本方針の中に、「県土を荒廃させない取り組み」として、「優良農地の確保」の後ろに「荒廃農地の防止」と書かれている。実際の、必要な措置の概要の中を見ても、優良農地の確保などについては書かれているのですが、荒廃農地の防止については、たぶん一言も書かれていないのではないかと。

思うに、優良農地の確保だけでも難しいのに、荒廃農地の防止にまでは、おそらく手が回らないのが本音ではないかと思う。ただ、一方で、自然環境の方からしますと、荒廃農地といわれるような場所にこそ、なかなか素晴らしい生物や生態系があるのも事実である。

あちらこちらで生物のネットワークに注意しましょう、保全しましょうとかいろいろ、いい言葉は書かれているのですが、実はそれを守っていく手がない、営みの中で守るしかないのにその手段がないというのが実情だと思う。

そんな中で、一つ提案なのですが、2010年に名古屋で「生物多様性条約」の国際会議が開かれまして、「愛知ターゲット」という定量的な目標が作られた。その中で、2020年までの行動目標として、保全すべき土地を十数%、あるいは、劣化した場所を再生しようということで、再生する場所を十数%、それぞれ十数%ずつ保全あるいは再生していきましょうという目標を掲げている。

そういう定量的な目標をこの中に入れていただくと、農家だけでは守れない、環境課だけでは守れない、いろいろな市町、あるいは主体が、あるいは横断的な部署の連携などが必要になってくると思うので、数値だけを掲げてあとはどんなふうに手を組もうが自由だけれど、いろいろな場面で頑張って、この数値を目標としましょうというようなことを入

れていただけると、非常に先進的で、事務局としても要としての動きができるのではないかと、これは提案として述べさせていただく。

○畑山委員

防災の面からも、実はこの土地利用というのが非常に重要で、災害のリスクがあるところを積極的に示しましょうということは、できればリスクの高いところに住む人には移動してもらいましょうというのが一番の原則だと思う。

流域治水条例は、実はそれを先進的にやっていて、よその県ではなかなかできないような線引きをもうやろうとしている。そういう意味では、滋賀県の取り組みは非常に先進的で、気概が示されていると思う。

それに対して、資料7の2ページ目にある森林の話の中で、最後、「地域における避難体制の整備などの」と書いてあり、森林の話はたぶん土砂災害に関わる場所だと思う。

土砂災害に関しても、居住地、住まい方の移行というのは、本来やるべき。できれば、土砂災害が多いところ、溪流の近くには住まないような土地利用、居住地の移行というのを進めるべきで、その上で、残った人に対してこの避難の施策が重要である。

これはたぶん国に書いてあることがそのまま書いてあるからこうなっていると思うが、せっかくですから、土砂災害に関しても、居住地、住まい方の移行というものを掲げられると、少し気概が見えていいのではないかという気がする。

○恩地議長

まだご発言されていない方、一言ずつでもちょっとご発言いただけるといいかなと思うがいかがか。

○崎山委員

人口減少というところから見て、逆に障害者や高齢者はどんどん増えていっているのが現状である。その中で、安全・安心なまちづくりというところを考えていただき、ユニバーサルデザインや、法律の方では、誰もが暮らしやすい滋賀という条例もあるので、そういう観点から道路の整備やバリアフリー化に対する補助も必要だと思う。空き家対策にしても、障害のある人、高齢の方のグループホームなどの利用も考えていただき、人口は減りつつあるけれども、増えていく人たちもあるというところも含めてお願いしたい。

○清水委員

自分が事務局だったらどうするだろうと思いつつ、お聞きしていたのですが、先ほどの各土地利用の目標数字も、これは100%にならなければおかしい話ですから、合わせられたのは分かるし、これは第五次の計画をずっと網羅されているということも分かるが、正直言ってこれは全部できないだろうと思う。これが全部できたらすごいことになる。それ

も、計画というよりは概要という書き方をしてあるので、抽象論で終わっている部分があるので、中身をどうするのかなど思いながら聞いていた。

せめて、優先順位みたいなのはあってもいいのかなと思った。第1回のこの審議会から、滋賀県の特徴を出しましょう、それを国に合わせて全部網羅してしまうと、滋賀県の特徴がまた消えていく、薄くなっていく。

そうしたら、滋賀県はこうだから、これからやる、優先順位の順番にやっていけば、いい方向に進むのではないかと聞いていた。

○丹羽委員

聞いていてちょっといろいろ思うところはあったが、かなり壮大な計画だなというのが、まず思ったし、全部やったら、すごいいいかなとは思いますが、多分全部やるには、人も時間もお金も足りないのではないかと考えた。

一番気になったのが、国土の国民的経営ということで、これは個人個人が何かしていきましようという認識はあるが、じゃあ、僕たち一般の市民や町民がどういうことをしていけばいいのかというのは、この言葉だけではちょっと分かりづらいなというのが、一番気になった。

これが第五次計画ということは、第四次まではしていなかったことを、いきなり何かしてくださいと言われたときに、では、何をすればいいんだというのは、正直言葉としては納得がいかないというか、気になった。この言葉を入れるのがいいのかどうかということを含めて、もうちょっと分かりやすく説明があったらなと思った。

○恩地議長

谷畑委員のおっしゃった、あと四つぐらいの御意見も、いまの保全・保護の話とか、どなたの御意見も、特に異論のある話はなかったと思いますので、できるだけ取り入れていただきたい。そして、できるだけ詳しく、具体的な例や施策で分かりやすく説明してほしいということがある。

それから、たぶん事務局的には、単にいろいろな部署の施策を追認しているだけではなくて、いろいろトータルで抑えたり引っ込めたりしているところが今回見えていない。それがちょっといろいろな方々が、この審議会にどういう意味があるのかと思えているところの原因でもあったと思うので、その辺をもう少し丁寧に説明をしていただくということも大事かと思う。

そういう意味では、人口設定の仕方と目標数字のつくり方については、もう少し分かりやすく、明確な方針のようなものをきちんと盛り込んでほしいと思う。

次回、スケジュール的にいうと、9月上旬が次の審議会になるが、その場でも、確定ということではなくて、もう少しいろいろな議論をして、その結果を踏まえてまた修正してというようなスケジュールでお願いしたい。

○事務局

次回までに、できるだけ今日あったものについては、メール等のやりとりを事前にさせてただきたいと思います。今日説明の足りなかった部分などは、御理解をいただけるように努めさせていただきたいと思います。

○恩地議長

そうですね、理解とか資料というか、十分説明ができるものにしてほしいと思ったりします。9月上旬ももうここで決定というよりは、少し、審議した内容がまだ入れるようなかたちで臨んでいただけないかなと思う。

9月中旬が答申ですから、審議会の後、そこまでにまた修正した時間があるので、さらに頑張って詰めていきたいということになると思う。

今日は時間をオーバーしてしまいましたけれども、この辺で終わらせていただくということでしょうか。

以上をもちまして、本日予定されていましたが議事は全て終了ということで、ちょっと時間をオーバーして申し訳なかったけれども、議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返りする。

また、次回、国土利用計画全体について、一通り検討していただいたということになるので、まとめに入っていくことになる。

以上をもちまして、本日予定されていましたが議事は全て終了した。円滑な議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返りする。

(3) 閉会

謝辞（山崎県民活動生活課長）